

兵庫県稲美町農業委員会
令和3年7月定例会会議録

- 1 開催日時 令和3年7月26日（月）13時30分～14時45分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（1件）
議案第19号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（5件）
議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（3件）
議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（2件）
議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
議案第24号「農業経営改善計画の認定について」⇒適当
- 4 出席委員（14名）
1番・山本恵洋 2番・福田正人 3番・丸山治正 4番・福田 修
5番・坂本英正 6番・大西寿々代 7番・藤本勝彦 8番・丸尾信夫
9番・久保敬治 10番・大西純子 11番・鳴瀬敏雄 12番・松尾芳夫
13番・大村信介 14番・高橋秀一
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
9番・久保敬治 委員 10番・大西純子 委員
- 8 議 事
事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和3年7月定例会を開会いたします。
開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が開会のご挨拶を申し

上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、「会議は会長が議長となり会議を運営する」との規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されておりますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、9番久保敬治委員 10番大西純子委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第10号及び議案第19号～第24号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第10号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町中村字そけ谷 (天満小学校北西)

地 目： 田

面 積： 495㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町外在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：造成工事完了後、住宅1棟を建築する。

専決処理：令和3年7月12日

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、使用貸借権を設定する、一般個人住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年7月12日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、議案第19号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡字平見（国岡北交差点北方）

地目：田（現況宅地）

面積：126㎡

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

平成8年土地改良法による換地処分後造成し、ガレージ及び物置を設置。その後今日に至るまで宅地として使用。

国土交通省国土地理院が平成11年4月21日に撮影した航空写真添付。

議長：「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は二杉委員です。申請地南側は申請者自宅、東西は農地、北は農用水路です。現状で農業用水や周辺農地、道路への影響はないとの報告書が提出されています。

議長：「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局：令和3年7月20日13時30分～16時30分までの間、13番大村信介農地担当副会長補佐、5番坂本英正委員、11番鳴瀬敏雄委員及び事務局2名の5名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

11番・鳴瀬委員：申請地は南が申請人の居宅、北は農用水路、西は田、東は果樹が植わっている畑です。排水は自然透過または隣接の進入路に流

れますので、承認しても周辺の農地や道路への影響はないと思います。
議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は5件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町草谷字野々原（荒内集落北）

地 目： 田

面 積： 4 2 3 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住農家

譲受人： 地元農業兼会社経営者

農機具： トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機 各1台をリース

栽培作物： 水稻、野菜類。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 申請地の周囲は譲受人の所有です。また譲受人は大規模農家で無断転用もありませので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町中一色字黒岡	田	1 0 2 m ²	
	新改	田	8 7 8 m ²
	新改	田	8 7 7 m ²
(西和田集落内、凱旋池北) 3筆合計		1,	8 5 7 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：死亡した所有者の遺言執行者である弁護士

譲受人：町外在住者

農機具：トラクター・耕運機・農用自動車 各1台所有

コンバイン・田植機・乾燥機 各1台リース

栽培作物：水稻、野菜。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本川委員です。これまで借用されていた方は適切に管理されているので、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・坂本委員： 申請地3筆は、畑として管理されています。所有者が存命のころから譲受人が管理耕作していた農地ですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町下草谷字東新田 田（畑） 1, 543 m²
田 1, 866 m²
(伝治池西方、北方) 2筆合計 3, 409 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住者

譲受人：地元在住者

農機具：トラクター1台所有

栽培作物：水稲、野菜。

代 理： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大住委員です。申請地は従来から譲受人が野菜等の栽培を行っており、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議 長： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・大村委員： 申請地は譲受人の自宅に近く、従来から譲受人が野菜を植えるなど管理をしており、許可しても問題ないと思います。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在：稲美町中村字小沢 (五郎右衛門池西)

地 目：田

面 積：1, 173 m²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住所有者

譲受人：町外在住農家

農機具：トラクター2台、コンバイン・田植機・管理機・草刈機・トラック 各1台

栽培作物：水稲、野菜類。

議長： 「番号4」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西敏晴委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号4」小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・鳴瀬委員： 現在は譲渡人が水稲を栽培中で、収穫後引き渡します。申請地の北側は譲受人の所有の農地で、現在畑として管理されています。譲受後は一体的な管理も可能で、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所在：稲美町中村字神木戸（森安交差点北東）

地目：田（現況：畑）

面積：363㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住兼業農家

譲受人：町外在住兼業農家

農機具：トラクター3台、田植機・タイヤショベル・トラック・軽四トラック 各1台

栽培作物：水稲、果樹

議長： 「番号5」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西敏晴委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号5」小委員会から現地調査報告をお願いします。

11番・鳴瀬委員： 申請地は、西側の宅地高さまで地上げして梅の木が植えてあります。南は歩道、東側の農地との境界はコンクリート壁、北側は水路です。譲受人は熱心な農家で、従来から譲受人が管理しており、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号5」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町岡字緑ヶ岡	田	876㎡のうち	1 1 0.73㎡
	田		1 6 1 ㎡
	田		1 0 ㎡
	田		4 2 0 ㎡

(岡東霊園南) 4筆合計 1,467㎡のうち 7 0 1.73㎡

申請者：地元農家

転用目的：農業用倉庫 洗車・作業スペース含む

土地利用計画：盛土し整地する。西側・北側道路境はU字溝設置、東側隣接農地との間には南側自己所有農地への給水用U字溝設置。南側は斜面仕上げ。5月に軽微な変更で審議済。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。転用による農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただい

ます。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

11番・鳴瀬委員： 譲受人は周辺農地を借受け、大規模に稲作を行っています。雨水については西・北にU字溝を設け、農地への給水も確保される計画です。転用しても農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

9番・久保委員： 5月に軽微な変更で現地調査に行きましたが、農地は3反くらいあったと思います。申請の面積は間違っていないですか。

事務局： 申請地4筆ともう1筆の合計5筆で一体管理されており、現地は3反くらいの田です。一番南の1筆には転用部分が含まれておらず、申請の面積から除いてありますので、申請の面積は小さくなっています。

議長： 他に、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。
「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在： 稲美町草谷字丸山 (丸山集会所東方、三木市との境)

地目： 田 (現況： 山林)

面積： 2, 368 m²

申請人： 地元農業者

転用目的： 太陽光発電施設

土地利用計画： 砕石入れ整地する。申請地外周はフェンスする。北側道路(里道)に1箇所門扉を設ける。雨水は自然透過及び東側山林方向から水路へ。再生可能エネルギー発電事業計画認定について(通知)添付

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。転用による農業用水・排水、道路への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・坂本委員： 申請地の現況は雑木林で、東側の山林との境界ははっきりしません。北が里道で、西と南は水路です。雨水は東側から水路へ流れますので、転用しても農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町草谷字丸山	田	881 m ²
	原野（現況 畑）	470 m ²
	山林（現況 畑）	242 m ²
(丸山集会所東方、三木市との境)	3筆合計	1,593 m ²

申請者：県外在住の所有者

転用目的：太陽光発電施設

土地利用計画： 計画地内分にある用悪水路は買取り、一体利用する。

砕石入れ整地する。申請地外周はフェンスする。北側道路（里道）に1箇所門扉を設ける。雨水は自然透過及び南東方向から水路へ。再生可能エネルギー発電事業計画認定について（通知）添付

議長： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。転用による農業用水・排水、道路への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

5番・坂本委員： 申請地3筆は一体的に保全管理された状態で、東側の現況雑木林の農地との境界には水路があります。北が里道で、西は農地、南は水路を介して低い農地です。雨水は南東から既設水路へ流れますので、転用しても農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

7番・藤本委員： 申請地は、西側にある民家より高いのですか。民家に影響

はありませんか。

5番・坂本委員： 申請地と民家の高さは同じです。間に農地もあります。

議長： 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 他に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町草谷字丸山 (丸山集会所南方)

地目： 田 (現況 畑)

面積： 1, 406 m²

移動する権利： 所有権

譲渡人： 県外在住の所有者

譲受人： 合成樹脂成形、加工業者

転用目的： 露天駐車場

土地利用計画： 現存畦高さまで砕石入れ整地する。北側にL時に接する水路に向かって1パーセントの水勾配をつける。申請地の一部は隣接地への進入路として利用されている。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山口委員です。申請地の南側に一部農地が残っていますが、他は工場などになっています。転用しても隣接農地や農業用水には影響は無いと思うとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村委員： 申請地の西、北は譲受人等の工場があります。申請地の南に低い農地がありますが高い畦で区切られており影響はありません。

雨水は申請地北側の水路に排水されるので、転用しても農地等への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はござ

いませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び所有権の移動について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び所有権の移動が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町野谷字寅新田 (野々池西)

地目：田

面積：584㎡

移動する権利：使用貸借権

譲渡人：地元農家

譲受人：金属プレス製品製造業者

転用目的：露天資材場(金型の保管)

土地利用計画：北・東・南はブロック基礎の上にフェンスする。西側既設の金型置場の高さまで碎石盛土し、ワイヤーメッシュ入りコンクリート仕上げ。雨水は南北農地及び東の未舗装道路境界内側にU字溝設置し、北東角から東側水路に向けて放流する管を道路に敷設。

議長：「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局：地元最適化推進委員は船岡委員です。転用しても隣接農地や農業用水には影響は無いとの報告をいただいています。

議長：小委員会から調査結果を報告願います。

13番・大村委員：申請地は水稻が植えられています。西は譲受人の工場、東は公衆用道路です。申請地周囲北・東・南にU字溝を設置し水路に排水するので、転用しても南北の農地等への影響はないと思います。

議長：説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長：特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙

手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）：2件

利用権を設定する申請者（貸付者）：3件

申請筆数：5筆

申請面積：10,033㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）：2件

利用権を設定する申請者（貸付者）：3件

申請筆数：5筆

申請面積：10,033㎡

借受理由：経営規模拡大

貸付理由：高齢により耕作できない、遠距離等による耕作不便

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 認定農業者である借受人については調査依頼をしておりません。また地元農家の方については他の申請の現地確認等の際に問題ないことを報告いただいています。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第24号「農業経営改善計画の認定について」を議題といたします。

この議案では、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」に13番大村信介委員が該当しますので、大村委員の退席を求

めます。

(大村委員退席)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

農業経営改善計画の概要

「NO. 202106-01」

申請者：農事組合法人（更新）

計画内容：水稲面積増、農業用機械（コンバイン・ドローン各1台）取得、これらを活用し作業効率を上げる、専従者を増やし高齢者への負担を減らす、など

「NO. 202106-02」

申請者：株式会社（更新）

計画内容：水稲面積増、乾燥調節用倉庫1台と穀物乾燥機4台等を取得し効率を図る、常時雇用者1名を採用し将来的に安定した農業経営を図る、資材費等コストの見直し、収益増加につながる栽培品目（水稲）に特化した農業経営を行う、など

「NO. 202106-03」

申請者：個人（更新）

計画内容：作付面積・収量増、育苗用ハウス（300㎡）1棟・配送用軽トラック（屋根付き）1台取得、各種農機具の活用と直売所で売れる品目への切替えにより、収穫時期や作業時間の平準化と、反収の改善を行う。

「NO. 202106-04」

申請者：個人（新規）

計画内容：作付面積・収量増（主にきゅうり）、制度資金を活用し、ビニールハウス3棟（1,000㎡）・養液栽培灌水設備1台・ハウス用暖房加温機2台・従業員休憩用ユニットハウス1棟・各種農業用機械の取得、自家育苗への切替えにより経費の削減を行う、臨時雇用5人（年間延べ900人）により経営主の負担を減らすとともに収穫・出荷の調整ができる体制を整える。

「NO. 202106-05」

申請者：個人（新規）

計画内容：作付品目の変更（収穫期間が短く豪雨被害・高温障害を受けやすいミニトマト→無加温で長期間収穫できるイチゴに転換、需要のあるラズベリーは技術力をつける）、

秋から初夏までの作業量の平準化を目指し、臨時雇用1人（年間延べ75人）を取り入れる、好立地を活かした軒先販売や観光農園事業に取組み収益増を図る。

「NO. 202106-06」

申請者：個人（新規）

計画内容：作付面積・収量増、フォークリフト・土入れ機各1台・ガラス温室2棟（400㎡）・雨よけパイプハウス12棟（600㎡）取得、フルタイム勤務の臨時雇用または社員を雇用し、本人の従事時間短縮・休日取得を目指す、リスク回避のため園芸店などへの直卸の比率を上げる。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長： 委員から意見・質問がございませんので、採決いたします。
「農業経営改善計画」について、計画が適当と判断される委員の挙手を求めます。
（退席の委員を除く全員挙手）

議長： 全員賛成ですので、「農業経営改善計画」について「適当である」と報告することに決定します。
退席中の 13番大村委員 は自席にお戻りください。
（大村委員、席に戻る）

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和3年7月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年7月26日

議長 高橋 秀一

委員 久保 敬治

委員 大西 純子